

米原市にぎわい創出商業店舗開設補助金 Q&A

令和7年4月1日作成

1. 対象となる店舗について

- (1) キッチンカーによる移動販売やインターネットによる通信販売をする事業は対象か。……………P. 3
- (2) フリーマーケットやマルシェで対面販売するための商品を製造する店舗は対象か。……………P. 3
- (3) 提携店舗で販売する商品を製造する店舗は対象か。……………P. 3
- (4) 無人で販売活動を行う店舗は対象か。……………P. 3
- (5) フランチャイズ契約を締結した店舗は対象か。……………P. 3
- (6) 居酒屋等、お酒を提供する店舗は対象か。……………P. 3
- (7) 補助対象となる業種と補助対象外の業種を併設して事業を行う場合は利用可能か。……………P. 3

2. 申請者について

- (1) 副業として行う場合は、申請できるか。……………P. 4
- (2) 申請日時点で店舗の運営等、事業経営を行っているものは申請できるか。…P. 4

3. 補助対象者の要件

- (1) 「申請年度内に補助事業が完了すること」の補助事業とはなにか。……………P. 4
- (2) 「補助事業の完了後1年以内に店舗を開店すること」は、申請時に計画した事業計画のすべてが開始されることか。……………P. 4
- (3) 1週間の営業日が4日以上、かつ、1日の営業時間が5時間以上の営業を行う予定だが、年末年始やお盆、冠婚葬祭等を理由に、一時的に基準を満たせない場合は対象外となるのか。……………P. 4

4. 対象となる経費

- (1) 申請日時時点で営業している店舗の空きスペースに、既存店舗と同じ業種で営業活動の範囲を拡大するための改修や増築に係る経費は対象か。……………P. 5
- (2) 申請日時時点で営業している店舗の空きスペースに、既存店舗とは異なる業種の店舗を開店する経費は対象か。……………P. 5
- (3) 申請日時時点で営業している店舗の第2号店を開店する経費は対象か。……………P. 5
- (4) 事業を承継して営業する店舗とはどのようなものか。……………P. 5
- (5) 事業を承継して営業する店舗の第2号店を開店する経費は対象か。……………P. 5
- (6) 対面販売を行う店舗のスタッフルームなど売場でない部分の経費は対象か。P. 5
- (7) 対面販売を行う店舗の商品や原材料を保管する部分の経費は対象か。……………P. 5
- (8) 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗とは何か。…P. 5

5. 交付申請について

- (1) いつまでに交付申請する必要があるか。……………P. 6
- (2) 店舗の工事はいつ始めていいか。……………P. 6
- (3) 工事の内容・金額に変更が発生した場合はどうすればいいか。……………P. 6
- (4) 申請年度内に工事が完了しない場合はどうすればいいか。……………P. 6

6. 実績報告について

- (1) いつまでに実績報告する必要があるか。……………P. 6
- (2) 工事代金をクレジットカードや電子決済で支払った場合は対象か。……………P. 6

1. 対象となる店舗について

問1 キッチンカーによる移動販売やインターネットによる通信販売をする事業は対象か。

答 キッチンカーによる移動販売やインターネットによる通信販売をする事業は、補助金交付要綱の別表第1に掲げる事業に該当しないため対象外になります。

問2 フリーマーケットやマルシェで対面販売するための商品を製造する店舗は対象か。

答 対面販売を行う店舗を開店しないため対象外になります。

問3 提携店舗で販売する商品を製造する店舗は対象か。

答 対面販売を行う店舗を開店しないため対象外になります。

問4 無人で販売活動を行う店舗は対象か。

答 対面販売の要件を満たさないため対象外になります。

問5 フランチャイズ契約を締結した店舗は対象か。

答 対象になります。

問6 居酒屋等、お酒を提供する店舗は対象か。

答 対象となりますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業活動を行う者に該当する場合は、対象外です。

問7 補助対象となる業種と補助対象外の業種を併設して事業を行う場合は申請可能か。

答 申請可能です。ただし、補助金の対象経費となるのは、補助対象となる業種の部分のみです。

2. 申請者について

問1 副業として行う場合は、申請できるか。

答 新たに開店する店舗の1週間の営業日が4日以上、かつ、1日の営業時間が5時間以上等の要件を満たせば申請可能です。

問2 申請日時点で店舗の運営等、事業経営を行っているものは申請できるか。

答 既存店舗の第2号店の開店や異なる業種の店舗を新たに開店する場合は申請可能です。

3. 補助対象者の要件について

問1 「申請年度内に補助事業が完了すること」の補助事業とはなにか。

答 新たに店舗を開店するために行う工事等の取組です。

問2 「補助事業の完了後1年以内に店舗を開店すること」は、申請時に計画した事業計画のすべてが開始されることか。

答 そのとおりです。

問3 1週間の営業日が4日以上、かつ、1日の営業時間が5時間以上の営業を行う予定だが、年末年始やお盆、冠婚葬祭等を理由に、一時的に基準を満たせない場合は対象外となるのか。

答 営業時間についての要件は、店舗の店頭やwebサイト等で客に対して周知する基本的な営業時間を基準に判断します。年末年始やお盆、冠婚葬祭等の理由による一時的な営業時間の変更は問題ありません。

4. 対象となる経費について

問1 申請日時点で営業している店舗の空きスペースに、既存店舗と同じ業種で営業活動の範囲を拡大するための改修や増築に係る経費は対象か。

答 既存店舗の拡大となり、申請日時点で営業をしている店舗に該当するため、対象外になります。

問2 申請日時点で営業している店舗の空きスペースに、既存店舗とは異なる業種の店舗を開店する経費は対象か。

答 既存店舗の拡大となり、申請日時点で営業をしている店舗に該当するため、対象外になります。

問3 申請日時点で営業している店舗の第2号店を開店する経費は対象か。

答 新たな店舗の開店となるため対象になります。

問4 事業を承継して営業する店舗とはどういうものか。

答 既存の店舗、商品、顧客、ブランド、イメージを承継した店舗を指します。

問5 事業を承継して営業する店舗の第2号店を開店する経費は対象か。

答 新たな店舗を開店ことになるため対象になります。

問6 対面販売を行う店舗のスタッフルームなど売場でない部分の経費は対象か。

答 対面販売を行わない事務所機能のみの場合は対象外となりますが、要件を満たす店舗の開店である場合は対象になります。

問7 対面販売を行う店舗の商品や原材料を保管する部分の経費は対象か。

答 対面販売を行わない倉庫等の保管機能のみの場合は対象外となりますが、要件を満たす店舗の開店である場合は対象になります。

問8 大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗とは何か。

答 店舗面積が1,000㎡を超える店舗で、新たに建てる場合に都道府県への届出が必要な店舗のことを指します。

大規模小売店舗立地法の届出を行った店舗は、下記の web サイト御覧ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kigyou/16914.html>

5. 交付申請について

問1 いつまでに交付申請する必要があるか。

答 新たに開店する店舗の工事が開始するまでに申請し交付決定を受けてください。

問2 店舗の工事はいつ始めていいか。

答 申請書類から要件を満たすことが確認できた場合、本市から補助金等交付決定通知書を送付します。この通知書の通知日以降から工事を始めてください。

問3 工事の内容や金額に変更が発生した場合はどうすればいいか。

答 補助内容を変更する手続が必要となりますので、補助事業等変更申請書と変更内容がわかる添付書類を提出してください。

問4 申請年度内に工事が完了しない場合はどうすればいいか。

答 補助金の交付要件を満たせないこととなりますので、補助事業等中止申請書を提出してください。この場合は、補助金の交付はできなくなります。

6. 実績報告について

問1 いつまでに実績報告する必要があるか。

答 工事が完了した日から1月を超えない日または申請年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告をしてください。

問2 工事代金をクレジットカードや電子決済で支払った場合は対象か。

答 補助対象経費の支払いでクレジットカード等に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象経費から減額し、残額を補助対象経費として取り扱います。なお、クーポンやポイント等で支払った部分や値引扱いとされた経費は補助対象外経費になります。